村尾光子の しもつけ市議会報告 （第2号）

２００６年４月８日発行

報告内容

**H18年度第1回定例会
(3月8～24日)の報告です。**

もくじ



発行者：下野市議会議員 村尾光子
連絡先：下野市祇園五丁目11-3
TEL&FAX: 0285-44-5418
E-mail : muraomit@mb.infoweb.ne.jp

一般質問は25議員が質し、村尾は23番目でした。

持ち時間は答弁を含めて1人1時間、1問1答式のルールで、3日間にわたり行われました。

下野市議会初の定例会が開かれました。

任期最後の報告です。
議案は盛りだくさんでしたが、時間と紙幅の都合から、取り急ぎ、大まかにかい摘んでの概略報告となりました。　ご了承下さい。

定例会冒頭に、先の選挙で初代市長として無投票当選された大垣市長の施政方針と近況報告がありました。自治基本条例･新市総合計画策定に早急に取り組む、無投票に奢ることなく市民の声に耳傾けるなど基本姿勢を示すと同時に、新4号国道沿線に「道の駅」設置、西坪山の平地林に工業団造成と、新市建設計画には明記されていないハード事業にも言及されました。

◆会期の最終日、閉会直前に議会運営委員長の報告があった。「議員より政治倫理条例案の提出があった。重要案件なのに、中身を読む間もない突然の提出なので、今回は取り上げない。改選後、改めて提出を。」!?　暫時休憩中の説明では、当日の朝、所定の賛同者を得て発議書が提出されたとのこと、議長は昼の休憩中に議会運営委員会にその取扱い方を諮問し、その結果の報告だった。

確かに議員自らに関わる重要なことで、最終日に提出とは如何なものかと思う。しかし、所定の様式を整えて提出されたなら、議長はまず本会議に報告、上程しなければならないはず。継続審査とか審議未了で廃案とするなどの審議の方法はその次の問題だ。　結果的に議員の発議権を侵害したことになる。何度か意見を述べたが後の祭り、残念だった。

議会報告＆意見交換会
4月29日(土) 10時～12時
グリーンタウンコミュニティセンター 会議室
報告者：服部・荒井・磯辺・村尾
お気軽にお出かけ下さい。

～お詫び～報告書作成や選挙運動期間のため、開催が遅くなりました。

新年度予算審議では「質疑は1人3項目まで」の申し合わせ。取捨選択に苦慮した。人数が多いから、加えて4月の選挙を考えての短い会期、やむを得ず。

～26年間に働きかけてきたこと、いくつか～

●石けん使用推進●流域下水道事業問題提起と工場排水排除●合併浄化槽普及●住民参加●女性委員登用と女性行政担当係設置●児童館設置●学童保育実施●GT地区に公民館設置●女性行政行動計画策定●行政カレンダー配布●情報公開条例制定●環境基本条例制定●まちづくり(自治)基本条例●退職議員報酬日割り計算●職員人事評価●入札制度適正化●ごみ処理･焼却場問題etc

皆様に支えられての活動でした。応援する会世話人、報告を配布して下さった方、ご近所の方々に感謝します。またお届けできますよう努力します。

《審議事項》

議案第6～14号	H17年度予算(一般会計ほか8会計) (臨時会で承認した暫定予算を本予算とするもの)	賛成全員	可決
15·16·18·23	H18年度予算(4件:一般·国保·介護保険·仁良川区画整理)	賛成多数	〃
17·19～22·24	〃 (6件:老保·下水道·農集排水·下古山並びに石橋駅周辺区画整理·水道事業)	賛成全員	〃
25	特別職報酬等審議会条例の制定	〃	〃
26	市長、助役、収入役、教育長の給与の特例に関する条例制定	〃	〃
27	公の施設に係る指定管理者指定の手続等に関する条例制定		〃
28	地域振興基金条例制定		〃
29	学校給食センター設置条例の制定(国分寺地区)	〃	〃
30·31	社会教育委員設置、スポーツ振興審議会に関する条例制定	〃	〃
32	障害程度区分認定審査会の委員定数を定める条例制定	〃	〃
33	仁良川地区土地区画整理事業特別会計設置条例制定	〃	〃
34	非常勤特別職の報酬等に関する条例一部改正	賛成全員	〃
35	職員の給与に関する条例一部改正	賛成多数	〃
36	手数料条例の一部改正(土砂等埋立てに関する許可申請追加)	賛成全員	〃
37～39	児童、ひとり親家庭、重度心身障害者の医療費助成条例改正	〃	〃
40	介護保険条例の一部改正	賛成多数	〃
41	土砂等の埋立て等による土壌汚染等に関する条例改正	賛成全員	〃
42～45	指定管理者制度導入のための条例改正 (農村レストラン·市民農園·物産館·都市公園設置条例)	〃	〃
46	市長職務執行者の給与等に関する条例の廃止	〃	〃
47～53	市町村消防災害補償等組合、職員退職手当組合、町村議会議員公務災害補償等組合、自治会館管理組合の解散及び財産処分	〃	〃
54	栃木県市町村総合事務組合の設立について(上記組合を統合)	〃	〃
55	市道の認定について(2路線:石6080号線、石5063号線)	〃	〃
同意第1～5号	市教育委員会委員の選任(小口紀夫氏·永山伸一氏·伊沢敬一郎氏·海老原美幸氏·鯉沼鶴子氏)	〃	同意
6·7	監査委員の選任同意(瀧沢政彦氏·前原泰雅氏)	〃	〃
8～10	公平委員会委員の選任同意(篠原洋氏·中島一成氏·岩瀬勇氏)	賛成多数	〃
11～13	固定資産評価審査委員会委員の選任同意 (尾花重吉氏·亀田光重氏·星野純夫氏)	〃	〃
陳情第1号	「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書	継続審査	

＊議案などの番号は暦年毎の通し番号です。

■合併特例債で地域振興基金創設　:積立ては18年度のみ　(議案第28·15号)

合併の優遇措置の1つ、「合併特例債充当率95%、元利償還の70%を交付税措置」を活用して、利子運用型の基金を創設。使途は連帯感強化や地域振興などを目的としたソフト事業(イベントなど)。

H18年度予算では**15億5千万円**を積み立てた。

【財源】
- 一般財源　7750万円
- 合併特例債　14億7250万円(10年償還予定、年利3%位)

推計
- 10年間の預金利子 465万円程(利率0.03%)
- 10年間の償還金　23億9301万円
- (うち交付税算定70%、実質負担は5～6億円

現在の金融情勢下での預金と借入れの利率を考えると、納得できる制度ではない。年間50万円に欠ける利子を得るために、2億円近い返済。70%は交付税で戻ってきても5～6千万円は負担する。何と不合理な!! 基金創設は不必要と思った。だが、「県の指導がある。交付税は今後さらに減額される。10年後、国は財源不足からこの基金原資を取り崩しても良いと言うだろう。5億円負担しても10億円は手元に残る。財源確保のために···」(企画財政課長)との説明で、賛成した。

■市長、助役、収入役、教育長の給料 ５％減額 ― 22年2月11日までの4年間 ―

（議案第26号）

地方自治体を取り巻く厳しい諸情勢により、財政事情を鑑み、関連給与等条例に特例を設けて減額した。年間250万円ほどの削減となる。

市長	月額94万円 →	**89万3千円**
助役	74万円 →	**70万3千円**
収入役	67万円 →	**63万6500円**
教育長	66万円 →	**62万7千円**

合併協定書では報酬額は「同規模自治体の例を参考に合併時までに調整する」。財政事情が厳しい事は予測できただろうに、なぜ初めから下げない？

■18年度予算、一般会計は187億円

特別会計は９会計　（議案第15～24号）

仁良川地区土地区画整理事業は特別会計とした

《一般会計》 万円以下切り捨て、括弧内は構成割合

【主な歳入】

市税	81億1615万円	(43.4%)
地方譲与税	6億7000万円	(3.6%)
地方消費税交付金	5億円	(2.7%)
地方特例交付金	2億5000万円	(1.3%)
地方交付税	20億9000万円	(11.2%)
分担金・負担金	2億1830万円	(1.2%)
使用料・手数料	2億1527万円	(1.1%)
国庫支出金	9億3747万円	(5.0%)
県支出金	8億9376万円	(4.8%)
繰入金(基金取崩し)	11億0515万円	(5.9%)
繰越金	6億円	(3.2%)
諸収入	2億2728万円	(1.2%)
市債	25億8320万円	(13.8%)

（うち合併特例債 17億3920万円）

【主な歳出】 万円 （%）

議会費	1億6218	(0.9)	:議員報酬等1億5122万円
総務費	61億8702	(33.1)	:人件費33億5749万円
民生費	31億8690	(17.0)	:生活保護費31千万円
衛生費	10億5408	(5.6)	:負担金5億8900万円
農・水費	6億8438	(3.7)	:農集排繰出金3億2002万
商工費	2億2932	(1.2)	:中小企業融資1億3800万
土木費	20億6601	(11.0)	:他会計繰出金13億1632万
消防費	9億0293	(4.8)	:組合負担金7億9450万円
教育費	18億4348	(9.9)	:石橋小改修4億1402万円
公債費	23億5332	(12.6)	

◎学校給食センター（国分寺地区2億1716万円）の厨房機器はリース代(3198万円)計上。
5年後無償譲渡を受ける覚書を交わしている。
建設費:5億3600万円、設備費:1億5000万円
国分寺地区4校分1700食を調理(能力2000食)

■公の施設、指定管理者制度導入へ

（議案第27・42～45号）

H15年の改正地方自治法の、公の施設の管理を指定管理者として民間事業者や公共的団体に行わせることができる規定に伴い、その手続条例を定め、導入する施設の設置条例を改正した。

当面、13施設に導入予定。

《手続条例骨子》

(1)指定管理者を指定するときは、次の事項を明らかにして公募する。
①施設の名称、設置目的、規模など概要②管理基準・業務内容③管理する期間④指定を受けるための資格⑤新生に必要な書類⑥申請期間など
(2)指定申請団体は申請書に事業計画書を添付
(3)選定基準は次の各号いずれにも該当し最も適当と認められる団体
①利用者の平等な利用確保とサービス向上が図られる②施設の効用を最大限発揮③適切な維持管理、経費縮減が図られる④管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模・能力を有している(見込める)⑤その他市長が別に定める事項
(4)明らかに事業効果が期待できると思慮するとき又は公募による申請がなかった場合は、本市が出資している法人、公共団体・公共的団体を指定できる。
(5)選定をしたときは議会の議決を経て指定
(6)指定を受けた団体は協定を締結
(7)指定管理者は毎年度事業報告書を提出

《設置条例改正》

農村レストラン・市民農園・物産館・都市公園（グリムの森）の設置条例に「指定管理者に管理の業務を行わせることができる」ことを明記。

業務内容は施設の「管理・運営」「維持管理」だが、市民農園には「利用の承認、取り消しに関する業務」、都市公園には「利用許可に関する業務」が含まれる。

＊予定している13施設の多くはコミュニティセンターだがコミセン設置条例改正の提案はまだ。今のところ、管理を指定管理者とすることができそうなのは南河内地区と石橋地区のみで、改正案の詰めができていないとのこと。

これまでは行政直営以外は、管理委託契約のもと、行政が1/2以上出資する法人のみに委託できた。指定管理者制度は民間にも門戸を開き、指定(行政処分)して“協定”締結により管理させることができ、議会は指定時のみ議決する。公正・公平には特段の配慮を。

村尾光子の一般質問



下野市が発足し新しい市長への初めての、しかも議員任期最後となる一般質問。質したいことはたくさんあるが、1時間の持ち時間を考えて厳選したつもり。でもやはり時間は足りなかった。

問.総合計画策定、いつ着手するのか。

19年度末を目途に策定するとしているが、いつ着手するのか。公募委員を多くし、専門的学識者の参画を求める。

【市長】 民意を反映した総合計画を策定するため、公募制により策定委員を選任する方針だ。「下野市審査会等委員選任指針」の定めでは、公募枠は委員総数の20％以上としているので限りなく多くしたい。

策定委員の公募は18年6月頃になる。また、専門的学識者の登用も十分に配慮し、策定に関わる組織体制づくりについても指導助言をいただける方を加えたい。

(再質問) 女性委員の割合はどうか。

【野口総務企画部長】 各審議会、懇談会などの女性委員は委員総数の30％以上を目標とする

《下野市審議会等選任指針》：抜粋

(趣旨) 審議会等の透明性・効率性を高め、開かれた市政の一層の推進に資する。
(委員等の選任) ①定数は24人以内を目途②任期は原則として2期、但し1期が4年を超える任期の場合は1期③若年層等も含め幅広い年齢層から④他の審議会等との兼務はやむを得ない場合に限る⑤公募による委員は20％以上目標⑥女性委員は30％以上目標⑦法令に定めがある場合を除き市議会議員は選任しない⑧積極的に公募する

《下野市審議会等公募要項》：抜粋

(委員の公募) 学識経験者及び市長が必要と認める者等を選任する場合は、原則として公募する。
(公募の方法) 公募は次の事項について広報紙、ホームページ等で周知する。①審議会等の名称②審議内容③任期④会議開催回数⑤応募資格⑥募集人員⑦応募方法⑧選考結果⑨問合わせ先⑩その他
(応募資格) ①市内に住所を有し、選挙人名簿に登載②原則、他の市審議会等の委員でない③会議に出席できる④本市議会議員・職員でない
(選考方法) 助役を長とする選考審査会による。

(3月31日更新下野市ホームページより)

市ホームページにはH18年度公募委員募集予定一覧が発表されている。旧南河内町で求めていたが実現しなかったこと。現在、情報公開審査会など7審議会等の委員を募集中。積極的に応募を!!

問.職員人事評価制度、どう確立するか。

“下野市集中改革プラン”には「人事評価制度導入に向け、合併後直ちに検討」と明記されている。今定例会では、成果や能力評価に評価に基づいた給与体系とする条例改正案も提案された。肝心の人事評価制度はどうか、旧南河内町で数年かけて確立した人事評価システムは全く無に帰したのか？

H18年4月からの能力・実績に応じた給与体系への転換に向け、合併後から検討された結果はどうか。昇任試験を実施されたい。

【市長】 昨年8月の人事院勧告に基づき18年4月より導入する制度は、①給料表を平均4.8％減②勤勉手当支給割合の改正③人事評価制度を導入し勤務成績を適切に反映させた昇給制の確立、という内容。しかし、人事評価の具体的な内容はまだ示されておらず、国・県でも試行の段階だ。市としては後戻りにならないよう、国・県からの指導や中長期的な見地から検討する。施行には十分な試行期間をおき、職員研修をした上で本格実施したい。昇級試験は検討課題。

(再質問) 法令上、勤務評定をして勤勉手当を支給することになっており、旧南河内町は独自に評価システムを導入した。
市長はこのシステムをどう考えるか。

【市長】 まだ見ていない。今後勉強する。

(再質問) 人事評価システムができるまで、勤勉手当はどう支給するのか。

【野口総務企画部長】 新給与制度では人事評価システムを導入しなければならないと十分認識しているが、関連する法改正や県の準則などが示されていない。国の制度をベースに考えたい。旧南河内町は非常に先進的な取り組みをしたので、その内容・実績を十分に参考にする。

評価システムができるまでは、国・県に準拠して一律支給とする。

(再質問) 旧国分寺では町長裁量で評価し勤勉手当に差をつけていたと聞いている。市長は評価システムができるまで、どう考えるか。

【市長】 国分寺町長時代にはイベント出席職員には上乗せした。市として評価の独自性も考える。

問.入札制度適正化、取り組みはどうか。

合併に伴う事務事業すり合わせでは、入札制度については①設計図書の郵送②指名業者の事後公表③予定価格事前公表④条件付き一般競争入札導入⑤最低制限価格設定、を実施することが報告されている(17年12月南河内町議会)。果たして適切か疑問を抱く点について質した。

予定価格事前公表、最低制限価格設定は公正性確保、効率的な予算執行の観点から導入すべきではないと思われる。見解はどうか。

【市長】 予定価格事前公表は、業者の積算能力の低下、落札率の高止まり、談合の助長につながるなと問題点が指摘されているが、積算内訳書の提出義務付け、指名業者の事後公表、閲覧用設計図書を指名業者に直接郵送することで、より公正で透明性のある入札が行われると考える。今後も試行的に実施する。

また、価格のみの過当競争が繰り返されることによる不良工事発注の懸念から、公共工事の発注事務監督検査などの適正化を促進し公共工事の品質確保や円滑な工事執行に寄与することを目的とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月に施行された。この指針に基づき、最低制限価格の設定は必要であると考え、本市では設計金額が3千万円以上の工事に設定している。

(再質問) 最低制限価格設定ではなく低価格入札調査制度が良いのではないか。予定価格事前公表のメリットは本当にあるのか。競争性を高めるため入札回数を1回とすればよい。

【野口総務企画部長】 予定価格事前公表も、真剣に競争する気であればできるだけ低い額にとの競争になる。入札回数は1回のみ実施。

《公共工事の品質確保の促進に関する法律》

【要約】法律の目的:公共工事の品質確保

1. **公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化**:公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることで確保されなければならないと明記。
2. **『価格のみの競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換**:●工事の経験等、技術能力に関する事項を審査●技術提案を求める入札●技術提案についての改善が可能●技術提案の審査結果を踏まえた予定価格作成
3. **発注者をサポートする仕組みの明確化**:外部支援の活用による発注者支援

予定価格事前公表の必然性は認められないが?

問.誰が負担するのか、「道の駅」建設費?

市長選挙当選の際、大垣氏が『平地林を新たな工業団地に造成』、『「道の駅」設置』と抱負を語った新聞報道を読んで、唐突な内容に大変驚いた旧南河内町では「道の駅」設置を具体的に検討したが、"凍結"した経緯がある。

市長が掲げる「道の駅」設置構想は、新市建設計画には盛り込まれておらず、新規事業としては財政的に無理がある。再考されたい。

【市長】 新市を「躍進する市、思いやりと交流でつくる新生文化都市」を将来像に掲げ、市民が幸せを共有できるまちづくりが行政の責務だ。

財政面では国・県補助などを有効活用し、都市計画マスタープランの見直しを行い、新市の総合計画の中に位置づけして推進したい。市だけではなく、自営、工業、商業などの機関と共同して実施するよう発展させたい。経費持ち出しも少なくなる。完成後の管理も第3セクターなどを検討する。

(再質問) 市としてこのためにどれほどの財政負担が可能か。合併特例債を期待するのか。

【神戸経済建設部長】 現時点では詰めていない。今後の市の財政負担となるので、検討する。

【市長】 限りなく国土交通省、農水省、厚生労働省などの補助制度を導入していく方針で、合併特例債は余り活用しないで検討したい。

《「道の駅」構想、旧南河内町の場合》

H4年、新4号線全線開通記念イベントとして、
薬師寺交差点で仮設「道の駅」を設置。
商工会、農業団体から本格設置の要望。
H7年、「道の駅」推進協議会設置
H8年、旧建設省への補助採択意思表示のため
鳥瞰図作成、事業費15億円程度、位置はみのり橋東側。「国・県補助金50%以上、共同事業者の商工会、農業団体も出資」との方針で協議。

その後、建設省「道の駅」事業補助対象は24時間供用するトイレ・駐車場などのみと分かり、関係団体の出資も得られず、財政状況も勘案して構想を"凍結"した。

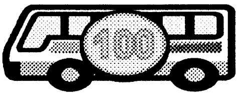
数人の議員が「道の駅」構想に期待を寄せていた。自ら出資することも念頭に置いてなのだろうか?市民からは是非も含めてパブリックコメントを求めると市長は言っていたが、ハード事業は新市建設計画に具体的に明記されている市庁舎や文化会館などを優先すべきではないか。新市建設計画まちづくり懇話会分科会では、話題になったが明文化されず。

問.市内循環バスの運行を！

ワンコインで乗れる、各庁舎、公共施設などを巡る循環バスの運行を求める。

【市長】 運行したいと考えているが、ワンコインとするかどうかは今後検討する。住民にそれなりの負担を求めるのはよいが、手続などは複雑にしないで実施したい。

【毛塚健康福祉部長】（有料バス運行については）昨秋国交省と厚生労働省の合意が整い、基準が緩和されると聞いている。その動向も踏まえた上で検討する。



他地区にもっと良い施設があるとして、今まで利用していた施設が急に不適当になった。保健・福祉分野は、合併による事務効率化のように、単純に効率化だけを考えて欲しくない。発達障害や病気は早期発見が何より大事、健康診査を受けやすい環境を整えることが行政の役目ではないか。

80歳以上の方には健康な方にもタクシー券交付、一方で幼子を抱え交通手段のない親は不便に困惑。何かヘンだよね。

巡回バスが運行されるまで南河内保健センターでも実施を、と要望したのだが・・・。

問.太陽光発電設備設置に助成制度を

旧南河内町で実施していた補助制度はどうなるのか、気になっていた。継続、拡充を求めた。

設備設置に対する国（新エネルギー財団:NEF）の助成制度は17年度で廃止となり、18年度からはCO_2排出削減量に対する補助制度が創設されるとのこと。旧南河内町で実施していた設置補助制度を継続、拡充されたい。

【市長】 NEFの助成制度はH6年から始まり、当初は設置費１Kw当たり200万円の1/2補助だった。その後年々減額されて17年度を以て廃止となった。現在の設置費は１Kw当たり50万円を下回り、耐用年数までに発電できる電気料金が設置総経費を上回る状態になっている。このことから、国ではこの設備がある程度普及したと判断し、助成制度が廃止されたものと考える。

市としては、太陽光発電設備の普及による設置必要の低減、設備設置費は耐用年数内での発電量による対価で償却ができることに鑑み、国と同様に助成制度を見送った。

今後は市内各公共施設へのソーラーシステム導入などで温室効果ガス排出抑制を積極的に 検討したい。

問.乳幼児健診は 南河内保健センターでも実施を！

４月からはきらら館とゆうゆう館での実施とされ、南河内地区では交通手段を確保する上での不安感を募らせている住民もいる。

南河内保健センターでも実施できないか。

【市長】 南河内保健センターは会場が手狭で暗く、健診場所として適さないと判断し、南河内地区についてはゆうゆう館を会場とした。また、保健福祉分野は石橋地区になったので、乳幼児や障害児をもつ親には不便を来すことになった

この対策として、市内巡回バスを運行する。

（再質問） ４月からの健診時には、巡回バスは運行されるのか。

【毛塚健康福祉部長】 ４月からの運行は難しい。現有の福祉施設送迎バス２台で、各公共施設、病院、駅などを有機的に結び、住民の足として時間的にもタイムリーに活用していただくには、もう少し検討の時間が必要だ。

乳幼児健診は、4ヶ月・8ヶ月・1歳6ヶ月・3歳健診をそれぞれ隔月1回実施している。巡回バス運行コースが決まるまで、年2回の受診は不便をおかけするが、ゆうゆう館でお願いしたい。



CO_2国内排出量取引制度を活用して、地域ぐるみで温暖化防止策に取り組めないか。

【市長】 この制度は市場メカニズムを活用して、企業が自主的・積極的に設備設置や排出量の企業間取引に取り組んで、効率的かつ確実に温室効果ガス排出量削減を達成することを目指している。対象者は民間企業、独立法人、公益法人などに限られており、地域ぐるみで参加する場合には、対象地区を公益法人化する必要がある。

市としては、この制度を広く周知する。

《ソーラー大作戦》　（環境省）

18年度事業費：41億4500万円

5本の柱：①**地域協議会**②大規模宅地③大規模集中導入④自治体・学校⑤普及・啓発

地域協議会（ソーラー・マイレージクラブ事業）

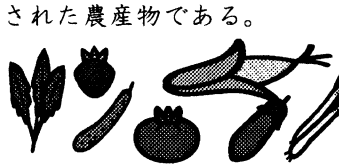
太陽光発電設備などを使ったエコライフを実践するために、種々の普及活動を実施し、住宅からのCO_2排出削減に取り組む地域協議会等に、設備のメンテナンスや導入のための相談を行うソーラー・ヘルプデスク及び普及啓発活動の事業を委託し、地域ぐるみでのCO_2削減を支援する。（設置費は自費だがCO_2削減量に応じて3年間設置費用の一部を補助）

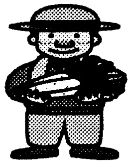
問.どう進めるか、環境保全型農業

環境保全型農業推進のための具体的施策は何か。県のリンク・ティー事業はもとより、ＪＡＳ認証農業者の増大を目指した誘導策が必要ではないか。

【市長】 消費者の安全・安心な食へのニーズが高まり、農薬や化学肥料を差し控え自然環境保全に配慮した農産物の販売が必要となっている。県ではエコファーマー(低農薬有機栽培)の認定、リンク・ティ(栃木県特別栽培農産物)の認証を行い、推進している。

有機ＪＡＳ認証は無農薬無化学肥料を基本に、堆肥による土づくりを行った圃場で生産された農産物である。





市としては市単独事業のホルモン剤利用促進支援事業、リンク・ティチャレンジ支援事業、有機ＪＡＳ取組支援事業などにより、環境保全型農業を推進している。有機ＪＡＳ認証がとれるような農業者を育て、農業の振興を図りたい。

《下野市内栽培状況》

●**エコファーマー認定農産物**(8種類):イチゴ・トマト・キュウリ・ナス・ニラ・ネギ・レタス・ブロッコリ
●**リンク・ティ認証農産物**(2種類):水稲・ほうれん草
●**有機ＪＡＳ認証農産物**(7種類):ブロッコリー・トウモロコシ・ネギ・ほうれん草・枝豆・小松菜・ちぢみほうれん草

環境保全型農業の究極は有機ＪＡＳ認証を受けることと思う。3年間有機無農薬を実践した圃場が審査対象となる。下野市内でこの認証を受けている農業者は、たった２人ですって!!

問.介護保険の地域包括支援センターはどうできるのか

改正介護保険法に基づく地域包括支援センター設置計画はどのようか。在宅介護支援センターとの関連はどうか。

地域に密着したサービスが提供できるよう既存の在宅介護支援センターは存続させるべきと考えるがどうか。

【市長】 今回の介護保険法大幅改正の1つは地域支援事業の創設であり、その中核的役割を果たすのが地域包括支援センターである。この業務は介護予防マネジメント・総合的相談支援事業・権利擁護・包括的継続的ケアマネジメントなどで保健師・主任ケアマネージャー・社会福祉士の専門職配置が必要である。

生活圏毎の設置が目安とされているので、下野市では3地区毎に設置する。当面は3専門職がいる石橋地区に、社会福祉法人に委託して設置し、H20年度までに順次、国分寺・南河内地区に整備する。その間は、身近なサービスを提供するために現在の在宅介護支援センターを存続し、地域の相談窓口などの機能を継続すると共に地域包括センターとの連携を密にして地域支援事業に取り組む。

《地域包括支援センター》

生活圏域で地域包括ケアを有効に機能させるために、保健師・主任介護支援専門員、社会福祉士の専門医職種を配置し、他職種が力を合わせ、その専門知識や技能を互いに活かしながら、地域での各種のサービスや住民活動を結びつけ、地域のネットワークを構築或いは再生するなどの取組を第一の柱としながら、個別サービスのコーディネートをも行う地域の中核機関として設置される。

さらに、どのようなサービスを利用して良いか分からない住民に対して1カ所で相談からサービスの調整に至る機能を発揮するいわばワンストップサービスの拠点として機能することも期待されている。

地域に於いて高齢者の抱える様々な生活課題を柔軟な手法を用いて解決し、地域での尊厳あるその人らしい生活を継続させる「地域における問題解決システム」と言い換えることができる。(厚生労働省老健局「地域包括支援センター業務マニュアル」H17年12月19日　から)

新たな地域包括支援センターはこれまでの在宅介護支援センターとはどう違うのか、在介センターは今後どうなるのか、朧気ながら分かったが、"地域ぐるみで"支える仕組み作りは大変だろうな。南河内地区在介センターのスペースは机のみとなった。



23番目の質問となり、いくつかの項目が前の質問者と重複した。後番だからさらに突っ込めるかと思いきや、そううまくは運ばず。時間が足りず、任期最後としては消化不良。多くの質問を聞き、地域の状況を知った。

【行動記録】　　　　太字は議員としての公的活動

2月19日・下野九条の会準備会
20・やよい会例会
21・経済建設常任委員会
24・給食ボランティアグループ全体会
25・教育相談研修(宇都宮市)
26・ボランティア連絡協議会役員会
28・議会全員協議会
3月1日・下野市V連設立準備会
2・つばさの会県南ブロック報告会(壬生町)
4・蛍の会除草作業
5・市民農園利用者説明会
6・ボランティア連絡協議会役員会
7・村尾応援する会世話人会
8～24・議会定例会
14　一般質問
15・16 経済建設常任委員会
20　教育常任委員会傍聴
24　全員協議会・施設視察
9・第2中学校卒業式参列
10・枝豆トラスト案内作成
11・文化協会会計監査
・開かれた市政を実現する会世話人会
12・南河内地区ボランティア連絡協議会総会
17・祇園小卒業式参列
18～19・農園だより編集作業
24・ドイツ姉妹都市中学生歓迎会
25・南河内町社会福祉協議会理事会
・南河内町文化協会解散総会
26・市民農園利用者の会役員会
・下野市九条の会設立総会
27・村尾応援する会世話人会
28・家庭教育オピニオンリーダー会総会
29・下野市ボランティア連絡協議会設立準備会
30～4/8・市議会報告No2編集
30・市議選立候補予定者説明会
4月4日・村尾応援する会世話人会、法務局供託
6・市議選立候補届出事前審査
7・下野市ボランティア連絡協議会設立準備会(総会案内)
8・議会報告発行作業
9・枝豆トラスト種まき
・市民農園利用者の会総会

《村尾太陽光発電所通信》　2004年7月28日より稼働

設備規模　5.1 Kwh
設置費用　3,024,000円
(補助金 229,000円:NEF から)
自己負担　2,795,000円

《2年目の電気代》

月	購入額	売電額	実質電気代
1	23,176	11,328	11,848円
2	20,603	11,625	8,978円
3	16,044	7,305	8,739円

H17年8～12月の電気代は4,468円の収入となった。

《グリーンタウン地区太陽光発電所の年間発電量比較》

期間：H17年3月～H18年2月(364日間)

	村尾宅 3Kw換算	M宅 南・東面	O宅 南・東・西面	N宅 南面勾配20度
年間	3,640	3,356	2,886	3,664
1日平均	10.0	9.2	7.9	10.06

《月間発電量》

H18 1月	397	283(71.3)	207(52.1)	310(78.1)
2月	364	275(75.5)	209(57.4)	292(80.2)
3月	259	222(85.7)	183(70.7)	234(90.3)

* 単位Kwh、括弧内は村尾宅に対する割合(%)
* 村尾以外は緑地区在住
* 村尾宅は南面、勾配45度位で太陽の位置が低い冬季に発電効率がよい。夏期はN宅が良く、昨年7月は村尾宅の129.5%。

(資料提供 岡本英樹さん)

●このほど17年間乗り続けた愛車を廃棄処分して新しくした。日常に1人で乗り回すには大きすぎ、ジーゼルエンジンの排ガスに後ろめたさを感じつつも、団体活動には大変重宝だった。走行距離19万5000Kｍ程。愛着があり惜しい気持ちで一杯だが故障が相次ぎ、排ガス問題もあり、ついにさよならした。今度はハイブリット車に。所有名義は私、支払いは夫。●そもそも私の自動車は、両親からの結婚プレゼント、唯一の"嫁入り道具"だった。以来4台目となるが名義人も変わらず。専ら私が使用しているので、前回のように応分の負担を、と思うのだが財政事情はままならない。どうしようかな。

■次期も出馬することを伝えたら、子ども達が真っ先に言ってきたのは「いつ掃除に行こうか？」。日頃の私の家事のやり具合、片付け能力を知ってのことと思うが、ありがたい。4月始めの土日曜日、娘は山形から、息子は一家を挙げて働きに来た。■彼らが始めにしたのは「捨てる」こと。捨てられない自分の性分をしみじみと思った。"もったいない"が染みついている上に、整理整頓がとてつもなく下手な結果の有様なのだ。■「モノは増やさない、潔く捨てる」老後に向けた身辺整理を心がけているつもりなのに。